

藤枝市産業財産権取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、地域産業の振興と発展を図るため、産業財産権出願等を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成 17 年藤枝市規則第 2 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「産業財産権」とは、地域産業の競争力の強化、地域ブランドの創出等を目的として行う自ら開発した製品、技術、意匠等についての産業財産権で、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和 34 年法律第 121 号）に基づく特許権
- (2) 実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）に基づく実用新案権
- (3) 意匠法（昭和 34 年法律第 125 号）に基づく意匠権
- (4) 商標法（昭和 34 年法律第 127 号）に基づく商標権

2 この要綱において「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で市内に本社又は主たる事業所を有するもの。
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体のうち事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合のうち、前号に規定する者を主たる構成員とする団体

(補助の対象及び補助率)

第 3 条 補助の対象は、中小企業者等が国内における産業財産権を取得するために行う出願等に要する経費のうち別表に定める経費とする。

2 補助金の交付は、同一の出願等につき 1 中小企業者等に対して 1 回を限度とする。

3 補助率、補助限度額は別表に定める。

(交付の申請)

第 4 条 中小企業者等は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人の場合は定款

- (2) 会社案内等
- (3) 出願等の内容が分かる書類の写し
- (4) 計画書（第2号様式）
- (5) 収支予算書（第3号様式）
- (6) 補助金対象経費に係る書類の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る事業（以下「補助事業」という。）の内容を審査し、補助金の交付を決定した時は、補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知する。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助対象者は、他の同種の補助をうけていないこと。
- (2) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 補助金の変更承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（第5号様式）に次に掲げる書面を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承認された事項が事業の内容変更の場合は、その内容を詳細かつ具体的に説明する資料
- (2) 変更計画書（第2号様式）
- (3) 変更収支予算書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(変更等の承認決定)

第8条 市長は、補助金の変更承認申請があった場合は、当該申請に係る変更等の内容を審査し、変更等の承認をするときには、変更承認書（第6号様式）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、産業財産権出願等が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年の4月10日

のいずれか早い日までに実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 実績書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 3 号様式）
- (3) 領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第 10 条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第 9 号様式により通知する。

(請求)

第 11 条 補助金の請求期限は、前条の通知を受領した日から起算して 14 日を経過した日までとし、請求は請求書（第 10 号様式）により行わなければならない。

(交付)

第 12 条 補助金は、前条の規定による請求があった後に交付する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日 藤枝市告示第 51 号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第 3 条関係）

項 目	内 容
補助対象経費	第 2 条第 1 項各号に掲げる産業財産権出願等に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 出願、審査請求、登録に係る経費（ただし、弁理士への手数料を除く。） (2) その他市長が認めた経費
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助限度額	一の産業財産権につき 20 万円